明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第四十条の六第十一項第二号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に、「同項第二号ニ」を「同項第二号ホ」に改め、同条第十八項第一号中「(以下)」を「を耕作又は養畜の用」とあるのは「を耕作又は養畜の用（第六項の規定の適用を受けた受贈者にあつては、その推定相続人の耕作又は養畜の用を含む。以下この号において同じ。）」と、「(以下)」に改め、「「養畜の用」とあるのは「養畜の用（第六項の規定の適用を受けた受贈者にあつては、その推定相続人の耕作又は養畜の用を含む。）」と」を削り、同条第十九項中「地上権等」を「地上権等の設定」に改め、同条第二十四項第一号イ中「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。以下この条において同じ。）」を「及び住所」に改め、同項第二号イ中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第二十八項中「(以下)」を「が当該農地等」とあるのは「又は第十項第三号に規定する借り受けた者が当該農地等」と、「(以下)」に改め、同条第二十九項第一号、第三十二項第一号及び第三十六項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第三十九項中「地上権等（以下この条において「地上権等」という。）の設定」を「地上権等の設定（以下この条において「地上権等の設定」という。）」に改め、同項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第四十四項中「により地上権等」を「により同条第十八項の規定の適用に係る同項の地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利（以下この項及び次項において「地上権等」という。）」に改め、同条第四十六項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第五十項中「当該設定」を「当該地上権等の設定」に、「(以下)」を「受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供している」とあるのは「農地等が第十八項に規定する一時的道路用地等の用に供されている」と、「(以下」に、「地上権等が設定されている」を「地上権等の設定がされている」に、「当該地上権等」を「同項の規定の適用に係る同項の地上権、賃借権又は使用貸借による権利」に改め、同条第五十一項第一号中「が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に「(昭和二十五年法律第百二十三号)」を加え、同条第五十二項を次のように改める。

52　法第七十条の四第二十二項に規定する貸付けができない場合として政令で定める場合は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一　法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けようとする農地等が次に掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合

イ　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第八条第一項の都道府県知事の認可を受けた同法第二条第三項に規定する農地中間管理事業を行う同条第四項に規定する農地中間管理機構が存する場合における当該都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）

ロ　法第七十条の四の二第一項第二号に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者が農業経営基盤強化促進法第十一条の十一第一項の承認を受けた同項に規定する農地利用集積円滑化事業規程に定められている当該事業の実施地域

ハ　農業経営基盤強化促進法第四条第四項第一号に規定する利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限る。）を行つている市町村の区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域を除く。）

二　法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が法第七十条の四の二第二項第二号イ又はロに掲げる受贈者の区分に応じ当該イ又はロに定める要件を満たさない場合

三　法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が法第七十条の四の二第一項各号に掲げる貸付けの申込みを行つた日後一年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかつた場合（当該一年を経過する日まで引き続き当該貸付けの申込みを行つている場合に限る。）

第四十条の六第六十項中「受贈者（」の下に「法第七十条の四の二第一項に規定する」を加え、同項ただし書中「第五十二項各号」を「第五十二項第一号イからハまで」に、「在しない」を「存しない」に改め、同条第六十一項中「(以下)」を「が当該農地等」とあるのは「又は第二十二項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付農地等を同項に規定する営農困難時貸付けに基づき借り受けた者（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構又は農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体が当該借り受けた者である場合には、当該農地中間管理機構又は当該農地利用集積円滑化団体から借り受けた者。第四項において同じ。）が当該農地等」と、「(以下」に改め、「（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構又は農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体から借り受けた者）」を削り、同条第六十三項中「第五十二項第三号」に改め、同条第六十四項第一号及び第六十六項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第七十項中「農林水産大臣は、」の下に「第六項第四号の規定により基準を定め、又は」を加える。

第四十条の六の二第十一項中「同項第一号中「」の下に「が当該農地等」とあるのは「又は次条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特定貸付農地等を同項に規定する特定貸付けに基づき借り受けた者（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構又は農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体が当該借り受けた者である場合には、当該農地中間管理機構又は当該農地利用集積円滑化団体から借り受けた者）が当該農地等」と、「」を加え、同条第十二項中「地上権等」を「地上権等の設定」に改める。

第四十条の七第七項中「に、それぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表中「申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。）」を「期限内申告書」に改め、同条第十項中「が同項第二号」を「が第四十条の六第十一項第二号」に改め、同条第二十項第一号中「(以下)」を「を耕作又は養畜の用」とあるのは「を耕作又は養畜の用（第九項の規定に該当する農業相続人にあつては、その推定相続人の耕作又は養畜の用を含む。以下この号において同じ。）」と、「(以下」に改め、「「養畜の用」とあるのは「養畜の用（第九項の規定に該当する農業相続人にあつては、その推定相続人の耕作又は養畜の用を含む。）」と」を削り、同項第五号中「地上権等」を「地上権等の設定」に改め、同条第二十五項第一号イ中「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。以下この条において同じ。）」を「及び住所」に改め、同項第二号イ中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第二十九項中「(以下)」を「が当該特例農地等」とあるのは「又は第十二項第三号に規定する借り受けた者が当該特例農地等」と、「(以下」に改め、同条第三十項第一号、第三十四項第一号及び第三十九項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第四十三項中「地上権等（以下この条において「地上権等」という。）の設定」を「地上権等の設定（以下この条において「地上権等の設定」という。）」に改め、同項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第五十項中「により地上権等」を「により同条第二十二項の規定の適用に係る同項の地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利（以下この項及び次項において「地上権等」という。）」に改め、同条第五十二項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第五十五項中「当該設定」を「当該地上権等の設定」に、「(以下」を「農業相続人が当該特例農地等を耕作又は養畜の用に供している」とあるのは「特例農地等が第二十二項に規定する一時的道路用地等の用に供されている」と、「(以下」に、「地上権等が設定されている」を「同項の規定の適用に係る同項の地上権、賃借権又は使用貸借による権利」に改め、同条第五十七項第二号中「者の」を「者が」に改め、同条第六十一項中「(以下」を「が当該特例農地等」とあるのは「又は第二十八項において準用する第七十条の四第二十二項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付特例農地等を第二十八項に規定する営農困難時貸付けに基づき借り受けた者（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構又は農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体が当該借り受けた者である場合には、当該農地中間管理機構又は当該農地利用集積円滑化団体から借り受けた者。第七項において同じ。）が当該特例農地等」と、「(以下」に改め、「（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構又は当該農地利用集積円滑化団体から借り受けた者）」を削り、同条第六十二項中「地上権等」を「地上権等の設定」に改め、同条第六十四項第一号及び第六十六項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。